

新潟市音楽文化会館 チケット委託販売に関する要綱

本規約は、公益財団法人新潟市芸術文化振興財団(以下「財団」という。)が新潟市音楽文化会館(以下「当館」という。)にて公演チケット販売を受託するにあたり、チケット販売を委託する者(以下「委託者」という。)に適用される条件等、必要な事項を定める。

(販売を受託する条件)

第1条 財団が販売受託を行う条件は、下記各号をすべて満たすものとする。

- (1) 財団が施設利用許可した公演のチケットであること。
- (2) 委託者は前号の施設利用を許可された者であること。
- (3) チケット料金が有料であること。
- 2 販売受託した公演チケットは、当館窓口にて午前9時から午後5時まで販売を行う。(電話予約等での販売は行いません。)ただし、休館日は販売を行わない。
- 3 販売期間は最長で公演の前日までとし、当窓口では当日券の販売は行わない。
- 4 販売した公演チケットは、払い戻しを行わない。
- 5 公演チケット購入者の支払方法は現金精算のみとし、クレジット・振込等その他の精算は行わない。

(販売委託の申込方法)

第2条 委託者はチラシ掲載等の広報をする前に、財団へ以下の書類を提出し、財団の受理を以て販売を受託したものとす。

- (1) 新潟市音楽文化会館チケット委託販売依頼書兼納品書(以下「依頼書」)
- (2) 座席図(販売する席を席種ごとに色分けして明記した図面) ※指定席がある場合のみ
- 2 前項の提出後、すみやかに当館へ公演チケットを納品する。

(精算)

第3条 前条で提出した依頼書に記載のチケット販売期間終了後、原則公演当日に当館にて現金精算を行う。

- 2 「依頼書」(控)、領収書、印鑑、及び精算額が5万円以上の場合、収入印紙200円を持参する。
- 3 前項の精算処理における精算額とは、販売手数料はチケット売上額の5%とし、精算額はそれを差し引いた金額とする。(端数が出た場合は、委託者に帰属するものとする。)

(公演が延期・中止になった場合)

第4条 当館が延期または中止の連絡を受けた時点で公演チケットの販売は売り止めとし、その日までに販売したチケットの売上金から販売手数料を差し引いた金額を精算するものとし、公演予定日までに委託者が来館の上精算を行う。なお、振込・現金書留等での精算は行わない。

- 2 公演チケット購入者への払い戻しは、当館窓口では一切行わない。公演予定当日の対応も含め、委託者の責任で行うこと。